

【第4期特定健康診査等実施計画書作成について】

第4期(令和6年度～令和11年度)特定健康診査等実施計画書を作成しましたので、お知らせいたします。

【背景と趣旨】

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成しましたが、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を維持可能なものにするために、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、**健康保険組合は40歳から74歳までの被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導を実施すること**となっています。

本計画は、三菱製鋼健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係わる目標に関する基本的事項について定めたもので、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとします。

○第4期特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は健保組合が主体となって特定健康診査を行いそのデータを管理する。

3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が健康診断を実施した場合は、健保組合はそのデータを事業者から受領する。ただし、当該健康診断に要した費用は、事業者が負担する。

4. 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予防に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行しないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気付き、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践でき、そのことにより対象者が自分の健康に対するセルフケア(自己管理)ができるようになることを目的としていることを前提に、

- (1) 腹囲2cm・体重2kg減を目指して保健指導を行うこととし、達成した場合には、その間の介入量は問われない仕組みとすることで、成果をより明確に意識し、そのための適切な保健指導を実施する。
- (2) 腹囲2cm・体重2kg減に達していない場合においても、生活習慣病予防につながる行動変容や腹囲2cm・体重2kg減の過程である腹囲1cm・体重1kg減について成果として評価する。
- (3) こうした成果と保健指導の介入を合わせて特定保健指導の終了とし、保健指導の介入については、これまでと同等程度の評価をする。

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を**90.0%**とする。
この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

☆ 目標実施率 (単位:%)

区分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	国の目標値
被保険者	90.0	92.0	94.0	94.0	98.0	98.0	—
被扶養者	40.6	42.7	44.7	51.4	56.8	65.0	—
合計	78.0	80.0	82.0	85.0	88.0	90.0	90.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率を**60%**とする。
この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

区分	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	国の目標値
40歳以上対象者	名	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	—
特定保健指導対象者	名	280	270	260	250	240	230	—
実施率	%	25.0	30.0	40.0	45.0	50.0	60.0	60.0
実施者数	名	70	81	104	113	120	138	—

(注) 特定保健指導対象者は推計値である。

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を25%以上とする。(H20年度目標値308名→R11年度230名)

II 特定健康診査の対象者数

1. 特定健康診査

<被保険者>

区 分	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	名	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
うち40歳以上対象者	名	1,362	1,362	1,362	1,362	1,362	1,362
目標実施率	%	90.0	92.0	94.0	96.0	98.0	98.0
目標実施者数	名	1,226	1,253	1,280	1,308	1,335	1,335

<被扶養者>

区 分	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	名	1,646	1,646	1,646	1,646	1,646	1,646
うち40歳以上対象者	名	438	438	438	438	438	438
目標実施率	%	40.6	42.7	44.7	50.7	56.8	65.0
目標実施者数	名	178	187	196	222	249	285

<合 計>

区 分	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	名	3,816	3,816	3,816	3,816	3,816	3,816
うち40歳以上対象者	名	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
目標実施率	%	78.0	80.0	82.0	85.0	88.0	90.0
目標実施者数	名	1,404	1,440	1,476	1,530	1,584	1,620

☆ 対象者数とは、事業者健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数

☆ 40歳以上対象者は保険者で実施せず他(事業者等)からデータを受領する数を加算

2. 特定保健指導の対象者数(合計)

区 分	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	名	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
動機付け支援対象者	名	110	105	100	95	90	85
実施率	%	25.5	30.5	42.0	47.4	53.3	65.9
実施者数	名	28	32	42	45	48	55
積極的支援対象者	名	170	165	160	155	150	145
実施率	%	24.7	29.7	38.8	43.9	48.0	57.2
実施者数	名	42	49	62	68	72	83
保健指導対象者計	名	280	270	260	250	240	230
実施率	%	25.0	30.0	40.0	45.0	50.0	60.0
実施者数	名	70	81	104	113	120	138

III 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

①特定健康診査

被保険者:各適用事業所で実施する事業者による健康診断、または健保組合が契約した人間ドック健診機関

被扶養者:健保組合が契約した人間ドック健診機関

②特定保健指導

保健指導を行える外部委託機関

2. 実施項目

標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3. 実施時期

通年とする。ただし、人間ドックは翌年の2月末日まで。

4. 委託の有無

①特定健康診査

被扶養者:上記1.の人間ドック受診を希望しない場合、別途該当者に配布する受診券での受診が可能となるようにしている。これは健保組合が健診機関の全国組織と集合契約を締結したもので、最寄りの医療機関等での受診が可能となっている。

②特定保健指導

被保険者・被扶養者が上記1.で定めた実施場所での受診が困難である場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。また、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い全国での利用が可能となるよう措置する。

5. 受診方法

当該被保険者・被扶養者は、受診券を健診機関等に被保険者証とともに提出することにより特定健康診査を受診、又は特定保健指導を受けられる。

受診時等の窓口負担は所定の個人負担額を除き、全額組合の負担とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は全額受診した者が負担とする。

以 上